

三次市教育委員会議案第 17 号

三次市民ホール設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

令和元年 8 月 23 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市民ホール設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則  
(案)

三次市民ホール設置及び管理条例施行規則（平成 27 年三次市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

附属設備及び備品の利用料金

（単位：円）

区分	名称	単位	利用料金
舞台関係	音響反射板	1 式	4, 400
	所作台	1 式	4, 400
	平台	1 枚	210
	松羽目幕	1 式	2, 200
	毛せん	1 枚	320
	金屏風	1 双	2, 200

	演台	1 式	5 5 0
	司会台	1 式	4 3 0
	指揮台	1 台	3 2 0
	上敷	1 枚	2 1 0
	ピアノ(スタインウェイ)	1 台	5, 5 0 0
	ピアノ(ヤマハ)	1 台	4, 4 0 0
	ピアノ(ヤマハC3)	1 台	2, 7 5 0
	ピアノ(アップライト)	1 台	5 5 0
	プロジェクター	1 台	3, 3 0 0
	スクリーン	1 式	1, 4 2 0
	譜面台	1 枚	1 0 0
	バレエシート	1 枚	5 5 0
	黒紗幕	1 枚	1, 1 0 0
	プログラムスタンド(めくり)	1 台	2 1 0
	ひな段けこみ	1 枚	1 0 0
	仮設花道	1 式	4, 4 0 0
	仮設前舞台	1 式	4, 4 0 0
	仮設スピーカー台	1 式	3, 3 0 0
	鳥屋囲	1 式	5 5 0
音響関係	拡声固定装置	1 式	3, 3 0 0
	音響効果設備	1 台	8 7 0
	移動スピーカー(大)	1 台	1, 6 5 0
	移動スピーカー(小)	1 台	1, 1 0 0
	マルチケーブル	1 組	8 7 0
	ダイナミックマイク	1 本	7 6 0
	コンデンサーマイク	1 本	8 7 0
	ワイヤレスマイク	1 CH	1, 1 0 0
	持ち込み機器電源	1 kW	2 1 0
	3点つりマイク装置	1 式	1, 1 0 0

	マイクスタンド	1本	100
	移動式ミキサー	1式	3,300
	音響調整卓（リハーサル室）	1式	1,650
	移動型スピーカー（リハーサル室）	1台	1,100
照明関係	調光装置	1式	2,750
	ボーダーライト	1列	1,100
	サスペンションライト	1台	210
	アッパーホリゾンライト	1列	1,650
	ローアホリゾンライト	1列	1,100
	シーリングライト	1台	210
	スポットライト	1台	210
	ストリップライト	1台	430
	カラーフィルター	1枚	550
	ピンスポットライト	1台	4,400
	エフェクトマシン等効果器	1台	760
	持ち込み灯体	1kW	210
	プロセニアムスポットライト	1台	210
	トーマENTALスポットライト	1台	210
	フロントサイドライト	1台	210
	ミラーボール	1式	1,100
	750wソースフォー	1台	210
	PARライト	1台	320
	天井反射板ライト	1式	3,300
	500wハロゲンスポットライト	1台	210
移動型調光器（リハーサル室）	1式	1,650	
その他	移動型スクリーン（大）	1式	760
	移動型スクリーン（小）	1台	210
	移動式鏡	1枚	210
	シャワー室	1室	210

机	1脚	100
椅子	1脚	50
展示用パネル	1枚	100
ブルーレイディスクプレーヤー	1台	870
映像スイッチャー	1台	1,420
TVモニター	1台	870
ドラムセット	1式	1,100
トランシーバー	1台	550

#### 備考

- 1 シャワー室は、条例別表に定める時間区分ごとに算定する。
- 2 椅子及び机は、会議以外の目的で使用する場合のみ算定する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則による改正後の三次市民ホール設置及び管理条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日までに支払われた利用料金については、なお従前の例による。